

茅ヶ崎看護専門学校学則(抜粋)

第 7 章 卒業認定等

(卒業)

- 第27条 学校長は本校所定の課程を修了した者に卒業を認定し、卒業証書を授与する。
2. 卒業の認定は、所定の学科目を履修し、単位を取得した者について行う。
 3. 欠席日数が出席すべき日数の3分の1を超える者については、卒業を認めない。
 4. 第1項から第2項において、卒業を認められる者は、学校教育法第131条の2及び学校教育法施行規則第186条に基づき、専門士（医療専門課程）と称することができる。